

医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

実施団体公募要領

令和7年3月

厚生労働省

医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

実施団体公募要領

1 総則

看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された制度です。

2024年4月以降の医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に伴い、医師の働き方改革を推進するためには、医師と看護師のタスク・シフト/シェアをより一層推進する必要があります。特定行為研修修了者（以下、「修了者」という。）の配置により医師の労働時間が短縮したという報告もあり、修了者の活躍に期待が寄せられているところです。そのため、現場の医師の理解を得て、連携の強化を図ることで、平成27年3月17日医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」に基づく領域別パッケージ研修を含む修了者が活躍できる環境を整備する必要があります。

そこで、本事業では、外科系基本領域、在宅・慢性期領域等の領域別パッケージ研修に関連する分野における現場の医師の理解促進及び連携強化を図るため、医学系学会（以下、「学会」という。）において、各領域の医師を対象にした「特定行為研修修了者の活用ガイド」（以下、「活用ガイド」という。）を作成し、シンポジウムの開催等を通じた活用ガイドの普及・周知を図ることを目指します。さらに、本事業で作成した活用ガイドを活用し、各学会を通じて医師の特定行為研修指導者講習会の受講推進を行うことによって指導者の確保・育成を推進する団体（以下「実施団体」という。）の選定を行うため、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2 事業の目的

本事業は、領域別パッケージ研修のうち、外科系基本領域、在宅・慢性期領域等の各領域に関連する医学系学会における医師向けの活用ガイドの作成・周知、領域別のタスク・シフト/シェアの推進を目的としています。さらに、本事業で作成した活用ガイドを活用し、学会等を通じて医師の特定行為研修指導者講習会の受講推進を行うことによって指導者の確保・育成を図ることを目的としています。

3 実施主体

本事業の実施主体は、外科系基本領域、在宅・慢性期領域等の領域別パッケージ研修に関連する分野の医学系学会とする。

4 事業内容

(1) ワーキンググループの設置・開催

修了者の活用に関するワーキンググループ(既存の委員会でも可)を設置する。ワーキンググループは学会員の医師等を中心に構成し、関連する看護系学会の代表者等、看護の立場から助言できる者がメンバーとして複数名参加すること。

また、ワーキンググループでは活用ガイドの内容に係る検討や、作成した活用ガイドを周知するためのシンポジウムの企画・運営など、当該領域における「看護師の特定行為研修制度」の推進に向けた活動を行うものとする。

(2) 活用ガイドの作成・周知

① 活用ガイドの作成

学会の関連する領域において、修了者の効果的な活用方法や医師との協働に係る医師向けの活用ガイドを作成する。活用ガイドの内容には、原則、下記のア～オを含むものとし、医師がより活用しやすい内容となるよう工夫すること。また、活用ガイドの作成にあたっては、修了者の活用状況等について学会員へのアンケート調査を実施する等、現場の情報を広く収集すること。

ア) 活用ガイドを作成する目的・過程等

イ) 各領域において必要な領域別パッケージ研修、区分、行為

ウ) その他各領域においてタスク・シフト/シェアを推進するうえで必要とされる診療の補助(検査や処置等)に関する知識・技術

エ) 医師と修了者との協働の好事例

※好事例としては、例えば以下の内容が考えられる。

- ・各領域において必要な修了者の配置例
- ・医療機関や在宅等の医師と修了者が協働する場
- ・医師が手順書で指示や処方を出すタイミング
- ・活用しやすい手順書例や手順書を発行する際の電子カルテ等の活用事例
- ・修了者が手順書に基づいて活動する際の医師の役割
- ・修了者の活動による医師の働き方の変化
- ・医師と修了者の1日の協働の流れ
- ・医師と修了者のコミュニケーションツール例
- ・医師と修了者のカンファレンス・症例検討会の開催状況

オ) 活用ガイドの活用にあたっての留意事項

- ・活用ガイドに関する問い合わせ先が記載されていることが望ましい。

② 活用ガイドの周知

作成した活用ガイドを周知するためのシンポジウム等を開催する。また、活用ガイドに係るリーフレットまたは概要版を作成し、学会員等に広く周知すること。周知方法については、紙媒体の配布のほか、電子媒体を学会HP等へ掲載する方法も可能とする。

ア) シンポジウム等の対象

各学会の学会員等

イ) シンポジウム等の開催方法など

年1回以上開催すること。開催にあたっては、看護師の特定行為に携わる者にも広く参加者を募集するとともに、多数参加できるよう、適切な時期・時間・場所・方法などを設定すること。また、オンライン形式による開催も可能とする。なお、開催時期・開催内容等については厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

ウ) シンポジウム等の内容

シンポジウム等のプログラムには、以下の内容を含むこと。

- ・ 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業の概要
- ・ 活用ガイドの紹介、修了者の具体的な活用例の紹介
- ・ 「看護師の特定行為研修に係る指導者等育成事業」における指導者講習会への受講推進
- ・ 学会員の医師に向けた「活用ガイド」に対するアンケート調査
- ・ その他、各学会における特定行為研修制度の推進に係わる内容 等

(3) 実施報告

実施団体は、全ての事業終了後、別添1に定める事項を記載した本事業全体の実施状況報告書を作成し、以下ア～エの資料を添付したうえで、令和8年3月末日までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

ア) 活用ガイド

イ) ワーキンググループのメンバー及び議事録

ウ) シンポジウム等の実施報告書(別添2)

エ) その他、実施状況の把握に当たり参考となるもの等

5 留意事項

(1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護師の特定行為研修制度について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該

当する。

- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式１）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式２）を提出すること。

（２）業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 厚生労働省医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省医政局看護課と協議すること。

（３）個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・ 個人情報の取扱いに係る規定
 - ・ 個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

6 事業期間

事業期間は、令和７年４月１日又は実施団体として選定された日のいずれか遅い日から令和８年３月３１日までとする。

7 応募団体の評価

（１）評価の方法

実施団体の採択については、厚生労働省医政局看護課において応募団体に関す

る諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業実施団体の公募に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に1又は2以上の応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

（２）評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

① 形式評価

提出された企画書について、厚生労働省医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

（３）評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

（４）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式

に交付されることになります。

8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については厚生労働大臣が必要と認めた額を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、4 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

9 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

「医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

（2）応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月25日（火）

（必着：余裕を持って送付すること。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel：03-5253-1111

fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午後0時15分～午後1時15分を除く。）とします。

※ 郵送、持参にかかわらず提出資料一式の電子データを令和7年3月

25 日（火）17 時までにメールにて提出してください。なお、メールの件名（題名）は必ず「医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業企画書」とし、団体名や住所など応募団体が特定できる部分を黒塗りしたもの（Word 形式及び PDF 形式）と黒塗りしていないもの（PDF 形式）をそれぞれ提出してください。

（提出先メールアドレス）kango-jigyo@mhlw.go.jp

③ 提出書類及び部数

アについては、正本 1 部、副本 1 部とし、副本は団体名や住所など応募団体が特定できる部分を黒塗りしたものとしてください。

ア 「医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業企画書」 2 部

イ 学会の概要が分かる資料 2 部

- ・パンフレット等
- ・定款又は寄附行為
- ・団体の直近より過去3年分の財務諸表（写）

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写） 2 部

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

エ その他必要な資料 2 部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。「持参」の場合は、9（2）②に記載する問い合わせ先に事前に連絡し、指示を受けてください。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。

※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。

※ 応募書類の差し替えはできません。

医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 実施報告書

作成日 年 月 日
実施団体名

1. 年間スケジュール
2. ワーキンググループの設置、開催状況
 - ・ 開催日時、開催場所、開催方法（対面、オンライン等）等
3. 特定行為研修修了者の「活用ガイド」の作成・周知における検討内容
 - ・ 各学会の領域における修了者の効果的な活用方法や医師との協働に係る医師向けの「活用ガイド」の作成に関すること
 - ・ 「活用ガイド」を周知するためのシンポジウムの企画・運営に関すること
 - ・ 各学会員等への「活用ガイド」周知方法に関すること
 - ・ 各学会における「看護師の特定行為研修に係る指導者講習会」の受講推進に関すること 等
4. シンポジウムの開催概要
 - ・ 別添 2 の概要

医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 シンポジウム等実施報告書

作成日 年 月 日
実施団体名

1. 開催概要

- ・開催日時、開催場所、開催方法（対面、オンライン等）等

2. シンポジウム等のテーマ

3. 参加者の概要

- ・参加者数、参加者の属性（所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無、特定行為研修の指導者講習会受講の有無等）等

4. 発表者の概要

- ・発表者名、発表者の属性（所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無等）等

5. シンポジウム等のプログラム概要

- ・進行表等

6. シンポジウム等の実施概要

- ・シンポジウム等の実施内容を記載。
- ・発表者の講演内容や参加者からの質問や意見についても記載すること。

7. シンポジウム等の評価

- ・参加者からの評価、発表者からの意見、「活用ガイド」に対するアンケートの集計結果、等

8. その他

- ・次年度の事業実施にあたり参考にすべき事項等